

都営住宅（地元割当）入居者募集のご案内

● 募集する住宅

申込区分	住宅名	入居人数	募集戸数	間取り	専用面積
01	多摩平四丁目	単身	1	1DK	33㎡
02	日野平山四丁目第2	単身	2	1DK	34㎡
03	日野大坂上三丁目	2人以上	1	2DK	53㎡

配布期間

令和8年6月1日（月）～9日（火）

申込方法

- (1) 申込書に必要事項を記入してください。
 (2) 申込書中段の所定の欄に85円切手2枚を貼り同封してください。
 ※切手の貼っていないものは抽選番号・抽選結果の通知をしません。
 (3) 申し込み期限は令和8年6月11日(木)です。

次の方法で申し込んでください。

- ① 封筒に申込書を入れ110円切手を貼って郵送。（11日必着）
 ② 申込書を日野市役所4階財産管理課へ直接持参。（11日17:00まで）
 七生支所・豊田駅連絡所等、財産管理課以外へのお申込みは受け付けておりません。

抽選日

- ※ 令和8年6月23日（火） 10時00分～
 ※ 市役所5階 502会議室
 ※ 当日は会場にお越しいただかなくてもさしつかえありません。
 ※ 抽選結果は7月初旬頃、はがきでお知らせします。

【注意事項】

- ※ 申し込みは1世帯につき1通です。1世帯で2通以上の申し込みや、同一人の氏名で2通以上の申し込みをした場合は、すべて無効となります。
 ※ 以前都営住宅にお住まいであった方で、都営住宅使用料に未納分のある方は資格審査までにお支払いいただきます。

● 募集する住宅

申込区分	住宅名 (所在地)	募集戸数	入居人数	エレベータ	間取り 専用面積	使用料 (円/月)	建築年度	交通機関
01	多摩平四丁目 (多摩平4-9)	1	単身	有	1DK 33㎡ バリアフリー仕様	15,900～ 31,300	H13	JR中央線「日野駅」から京王電鉄バス「多摩平第一公園」下車徒歩1分
02	日野平山四丁目第2 (平山4-20-1)	2	単身	有	1DK 34㎡ バリアフリー仕様	17,100～ 33,500	R2	京王線「南平駅」下車徒歩7分
03	日野大坂上三丁目 (大坂上3-11)	1	2人以上	有	2DK 53㎡ バリアフリー仕様	24,500～ 48,300	H6～ H7	JR中央線「日野駅」下車徒歩10分

※住宅の斡旋時期は 令和8年12月～令和9年8月頃まで の予定です。(修繕状況等により前後することがあります。)

【住宅についてのご注意】

○ 共益費

使用料のほか、共益費(月額1,000円～6,000円程度)が必要となります。
自治会等が徴収する共益費は、入居しているすべての方に支払い義務があります(自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。)ので、必ずお支払いください。

○ 駐車場

団地によっては駐車場(有料)を設置しておりますが、全戸数分はありません。駐車場を契約する際には保証金(使用料の3か月分)を支払っていただきます。利用者は別途抽選により決定いたします。

○ 入居予定月・予定使用料

入居予定月は変更することがあります。使用料は予定額です。資格審査に合格した所得により使用料は決定します。入居の際には使用料の2か月分を保証金として納めていただきます。

○ 犬・猫等の飼育について

他の入居者の迷惑となるので、**犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断り**しています。
鳴き声、抜け毛、糞尿等での近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。
お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

○ 連絡先となる方の選任

入居にあたり以下の要件にあてはまる**連絡先となる方**1名以上が必要です。※連帯保証人選任は廃止となりました。

- ① 都営住宅と一緒に入居しない方
- ② 日本国内に住所を有し、独立の生計を営んでいる方

連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります。(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする【住まいのしおり】でお確かめください。

01・02区分（単身向）共通の入居資格

入居できる方は、申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる方に限ります。

1 日野市内に居住しており、かつ東京都内に継続して3年以上居住していること

申込者 … 申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 日野市内に居住しており、かつ東京都内に継続して3年以上居住している成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。外国人については、(1)のほか、申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) ①「永住者（特別永住者を含む）」・「日本人の配偶者等」・「永住者の配偶者等」・「定住者」・「中長期在留者」
② ①以外の在留資格の方は、申込期間において、引き続き在留実績が1年以上ある方。

2 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居・ほかの法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること
(住民票で世帯分離している場合を含む)をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む。）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含まれます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は単身で申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
ア 同居している親族全員が、申込後から資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

【入居資格基準表】

居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
2人	30㎡未満	5人	57㎡未満	
3人	40㎡未満	6人	66.5㎡未満	
4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

3 所得が定められた基準内であること

申込者の年間所得金額が、8ページ の所得基準表の範囲内であること
所得の計算方法については、7ページ 以降でお確かめください。

4 次の資格要件のいずれかにあてはまること

申込区分	資格要件
60歳以上	60歳以上であること。
身体障がい者1級～4級	身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者であること。
単身精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級～3級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）であること。
単身知的障がい者	知的障害者で上記「単身精神障害者」の精神障害の程度に相当する程度（愛の手帳の場合は総合判定で1度～4度）であること
生活保護または中国残留邦人支援給付受給者	生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けていること。
海外からの引揚者	海外からの引揚者で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること（都内居住が3年未満でも可）。 ※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむを得ない理由により日本に引き揚げた者等をいう。
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等で、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。
単身DV被害者	配偶者等（婚姻と同様の共同生活を営んでいる交際相手を含む。）から暴力を受けた被害者で、次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者暴力相談支援センターでの一時保護または婦人保護施設における保護が終了した日から起算して5年以内 イ 配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内

5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公的住宅の名義人がいないこと

住宅または土地の所有者でないこと。この所有者には、共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含みます。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。ただし、滞納等本人に帰責事由がある場合を除きます。

なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

03区分（一般世帯向）の入居資格

入居できる方は、申込期間に、次の1～5のすべてにあてはまる方に限ります。

1 申込者が日野市内に居住していること

申込者 … 申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者本人が日野市内に居住する成年者（18歳以上）で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については（1）のほか、申込書配布期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - (ア) 「永住者（特別永住者を含む）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」・「中長期在留者」
 - (イ) (ア) 以外の在留資格の場合は、申込書配布期間において、在留実績が1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族 … 申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居 … ほかの法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合を含む）をいいます。

- (1) 申込書配布期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1) のほか、次の方は申し込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（または夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方がいる方の申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ宣誓証明書等で確認できること。かつ、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2) にあてはまる方。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。
 - ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。
血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が8ページの①心身障害者世帯または②高齢者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。

※2親等内の直系血族・姻族 … 申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者

※3親等内の血族・姻族 … 上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫の配偶者

- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記（1）～（3）のほか、申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記（1）～（4）にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。

※ 申込書を提出した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 世帯の所得が定められた基準内であること

申込世帯の年間所得金額が、8ページ の所得基準表の範囲内であること
所得の計算方法については、7ページ 以降でお確かめください。

4 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者がいないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
- ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
 - イ 差押・正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方。（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）なお、入居資格審査の時に所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号 に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年11月以降の募集から戸籍上の親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・なお、資格審査時に東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・この募集では、「パートナーシップ関係のある方」を「パートナー」と表記しています。

● 所得基準表の見かた

(1) 所得は、家族全員の現在の仕事（給料、営業、パート、アルバイト、年金等）の「所得金額」の合計で見ます。

※「所得金額」については9ページ以降を見てください。

収入のある人	所得金額 - 特別控除金額 ② (15ページの②)		
	(円) - (円)	特別控除金額 ① (14ページの①)	あなたの家族 の所得金額
	(円) - (円)		
	(円) - (円)		
合 計	円	-	円 = 円

(2) 家族数とは

$$\boxed{\text{家 族 数}} = \boxed{\text{申込者本人}} + \boxed{\text{同居親族数}} + \boxed{\text{入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数}} \\ \text{(遠隔地扶養)}$$

(3) あなたの世帯の家族数・所得金額を所得基準に当てはめ、基準内かどうかを確認してください。

所得基準計算上の注意

① 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額を0円とします

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

② 退職・廃業している場合

申込書配布期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額を0円とします。

なお、令和8年8月末までに「結婚するため」または「現在妊娠中で出産をするため」のいずれかの理由により退職することが、申込書配布期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円にすることができます。ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことが資格審査のときに証明できる必要があります。(ただし、人材派遣会社に登録されている方は、その登録が抹消された日が退職年月日となります。)

③ 2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合算します。

所得基準表

あなたの世帯の家族数、申込みをする家族全員の所得金額があてはまるか確認してください。

	所得金額	
	一般世帯	障害者等世帯
1人	0円～1,896,000円	0円～2,568,000円
2人	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円

※ 家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

★ 所得基準表の『障害者等世帯』とは・・・

① 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

- ア. 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者
- イ. 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
- ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1・2級の障害者（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
- エ. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

② 60歳以上の世帯

申込者本人が60歳以上であり、かつ、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。

- ア. 60歳以上
- イ. 18歳未満の児童

③ 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

④ 海外からの引揚者を含む世帯

申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

⑤ ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

⑥ 高校終了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。

● 所得金額 とは

- ① 源泉徴収票のもらえる方（会社員・店員・パート・アルバイト等）で、
令和7年1月1日以前 から同じ勤務先で令和7年1月以降に休職期間がない方

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 東京都 新宿区 西新宿 2-8-1 東京アポイント 101号室	氏名 (フリガナ) トウキョウ タロウ (役職名) 東京 太郎						
種別 給料・賞与	支払金額 2,386,998	給与所得控除後の金額 1,488,800	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の人数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	損害保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
(概要) 年調定率控除額				配偶者の合計所得	個人年金保険料の金額		

年間総収入額

●この金額が所得金額です。

- ② 確定申告をしている方（自営業・外交員・サービス業等）で、
令和7年1月1日以前から同じ仕事の方

令和7年分の所得税の確定申告書B

〈第一表〉

所得金額	事業	①	1,522,200
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑	⑦	
	総合課税・一時 ⑧+(⑨+⑩)×1/2	⑧	
	合計	⑨	1,522,200

〈第二表〉

○ 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	従事月数・程度 仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
東京 一郎 明大 53.7.10	子	12月	800,000
⑩ 専従者給与(控除)額の合計額			800,000

この金額から表中⑧の一時的な所得を差し引いた金額が所得金額となります。

※ 妻や子供を事業専従者としている場合、この事業専従者の所得は、それぞれの専従者給与額を10ページの下段の計算式で所得に換算して申込書の年間所得金額欄に記入してください。

※ 妻や子を事業専従者としている場合、その妻や子の収入は給与収入となります。

- ③ 年金の方は 13 ページ へ

- 現在の勤め先へ就職した日が
- 現在の仕事を始めた日が → 令和7年1月2日以降の方
- 源泉徴収票のもらえなかった方
- 確定申告をしなかった方
- 病気等で1ヶ月以上収入のなかった方

後ページで所得の推定計算をしてください。

● 推定計算の方法1

(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等の給与所得の方)

税込支給額とは、残業手当等全ての手当を含んだ総支給額のことです。税金・社会保険料などを差し引かれる前の金額です。ただし、通勤手当（非課税分）などの非課税所得は含まれません。

※ 現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

働いた月		税込支給額	賞与
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
年	月	円	円
合計		支払額計 円	賞与額 円

(1) 次の ① ② ③ ④ の中からあてはまるケースを選び、年収を計算します。

① 就職したのが令和7年1月1日以前で源泉徴収票の出ない方

※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{円} + \boxed{\text{賞与}} \text{円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{円}$$



② 就職したのが令和7年1月2日～令和7年6月1日の方

※ 令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{円} + \boxed{\text{賞与}} \text{円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{円}$$



③ 就職したのが令和7年6月2日以降の方

※ 就職した翌月から令和8年5月までの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍してその間の賞与を加えます。

$$\boxed{\text{収入計}} \text{円}$$

$$\text{—————} \times 12 + \boxed{\text{賞与}} \text{円} = \boxed{\text{推定年収}} \text{円}$$



$$\boxed{\text{収入のあった月数}}$$

次ページの表を見て、所得金額になおしてください。

④ 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

※ 基本給・家族手当・住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍してください。

固定的給料 円 × 12 = 推定年収 円



◎ 病気等により、1ヶ月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

◎ 2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

下の表を見て、所得金額になおしてください。

(2) 年収を所得金額に換算します。

① 年収額欄に自分の年収をあてはめ、その右側の計算式で所得金額を計算してください。

※ 1,900,000円～8,499,999円 までの年収額の方は、下記計算式で計算の上、端数処理します。

〈例〉 年収額が 2,386,998円 の場合

2,386,998円 ÷ 4 = 596,749.5円

1,000円未満を切り捨て ⇒ 596,000円 ※端数処理後の額

下の表で所得金額になおしてください。

年 収 額 (円)	所得金額 (税法上)		市 営 住 宅 の 所得金額
651,000円 未満	0円		0円
651,000円 以上 1,900,000円 未満	年収額 - 650,000円		所得金額 -100,000円
1,900,000円 以上 3,604,000円 未満	● 次のとおり、年収額を端数処理します。 年収 ÷ 4 = A → Aの1,000円未満を切り捨てた額 = B	B × 2.8 - 80,000円	
3,604,000円 以上 6,600,000円 未満	→ Bを右の計算式にあてはめてください。	B × 3.2 - 440,000円	
6,600,000円 以上 8,500,000円 未満	年収額 × 0.9 - 1,100,000円		



以上 の場合はその金額を含みます。
未満 の場合はその金額を含みません。

● 推定計算の方法2

(外交員・自営業・サービス業等の事業所得などその他の所得の方)

その他の所得とは、事業所得・利子所得・雑所得（年金等を含む）などをいいます。たとえば外交員・自営業・サービス業等の方の収入で、売上等から必要経費等を引いた金額です。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入、必要経費、所得金額

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
合計	収入金額計 円	必要経費計 円	所得金額計 円

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月1日以前で確定申告をしていない方
 ※ 令和7年1月から令和7年12月までの合計となります。

推定所得金額 円

- (2) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日から令和7年6月1日までの方
 ※ 令和7年6月から令和8年5月までの合計となります。

推定所得金額 円

- (3) 現在の仕事を始めた日が令和7年6月2日以降の方
 ※ 現在の仕事を始めた翌月から令和8年5月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。

所得金額計 円

$$\frac{\text{所得金額計}}{\text{営業した月数}} \times 12 = \text{推定所得金額 円}$$

※ 病気等により1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

● 年金などを所得金額になおす計算

令和7年1月から令和7年12月までに支給された厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。所得金額を0円としますので計算する必要はありません。また、個人年金は、税法上雑所得であり年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業所得の計算に加算してください

① 年金額を合計する計算

年金の種類	2月	4月	6月	8月	10月	12月	合計
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金	円	円	円	円	円	円	円
年金等収入合計							円

② 年金収入を所得になおす計算

すべての年金の支払額または年間予定額の合計額を、下の表にあてはめて、所得金額に換算してください。年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、一人ひとり別に計算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000まで	0円	0円
	1,100,001~3,299,999	(円) - 1,100,000 = ()円	(所得金額)
	3,300,000~4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	-100,000円
65歳未満	600,000まで	0円	0円
	600,001~1,299,999	(円) - 600,000 = ()円	(所得金額)
	1,300,000~4,099,999	(円) × 0.75 - 275,000 = ()円	-100,000円



● 特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、① の場合は申込世帯の合計所得から、② の場合はその方の所得から、それぞれの特別控除金額を差し引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除をうけられる人	備考
ア. 老人扶養控除等	一人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を含む）で70歳以上の方	
イ. 特定扶養控除	一人につき 25万円	所得税法上の扶養親族（配偶者を除く）で16歳以上23歳未満の方	
ウ. 障害者控除	一人につき 27万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方 	エの特別障害者控除を受ける人は、ウの障害者控除を併せて受けることはできません。
エ. 特別障害者控除	一人につき 40万円	<ol style="list-style-type: none"> 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く方 原子爆弾被爆者の方で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 65歳以上の方で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている方 	

特別控除金額の合計 万円 7ページの(1)①の特別控除金額へ…

② 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
オ. 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
		夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまりません。）	
カ. ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	

- ・「ひとり親控除」に該当する方は、「寡婦控除」の適応はありません。
- ・年間所得金額が500万円を超える方は、「寡婦控除」や「ひとり親控除」を受けることができません。
- ・「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者およびパートナーがいない場合をいいます。
- ・「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が58万円以下であることが必要です。

特別控除金額

7ページの(1)②の特別控除金額へ...



申込みから入居まで

申込み

申込書を表裏とも記入し、85円切手を2か所に貼って同封のうえ郵送（封筒に110円切手貼付）もしくは直接日野市財産管理課へ持参

抽選番号
お知らせ

令和8年6月中旬頃、はがきで抽選番号をお知らせします。

公開抽選

令和8年6月23日（火）午前10時から
日野市役所5階 502会議室で抽選を実施します。

抽選結果
お知らせ

令和8年7月初旬頃、はがきで抽選結果をお知らせします。

落選

資格
審査

審査対象者には、審査に必要な書類を日野市役所に持参していただき、審査をします。（令和8年7月下旬からの予定）
資格審査により失格者が出た場合、抽選で補欠となった方を順次繰り上げ、資格審査を行います。なお、補欠者で繰り上げとならなかった方への通知は行いません。

失格

合格

入居説明及び入居手続きは東京都住宅供給公社で行います。
保証金（使用料の2か月分）と緊急連絡先が必要です。

こんなときは・・・

- (1) 申込み後住所が変わった。⇒ 最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽選番号はがきを受け取れるようにしてください。
- (2) 当選後住所が変わった。⇒ 下記の「問い合わせ先」に連絡して、審査通知を受け取れるようにしてください。

【問い合わせ先】

日野市 総務部 財産管理課 住宅担当
〒191-8686 日野市 神明 1-12-1
TEL：042-514-8156
FAX：042-581-2516
メール：zaisan@city.hino.lg.jp

● 申込書記入例

表

地元割当都営住宅使用申込書

申込者	住所	日野市 神明1-12-1 ●●アパート101	勤務先・事業所	所在地	日野市万願寺6-7-1
	フリガナ	ヒノ トシゾウ		名称・所属	●●産業
	氏名	日野 歳三		電話	042-585-..... 内線 24...
	電話	042-585-.....			
入居予定人数	3人	都内居住年数	3年	申込者の年齢	40歳

申込区分は必ず
1つだけ選び記入

申込区分
※ 02

勤務していない場合：空欄
年金収入有：名称欄に年金と記入

外側にして折って下さい。(切りはなさない)

郵便はがき

85円切手

191-8686

郵便番号記入

日野市
住所 神明1-12-1
●●アパート101
氏名 日野 歳三 様

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

郵便はがき

85円切手

191-8686

日野市
住所 神明1-12-1
●●アパート101
氏名 日野 歳三 様

〒191-8686
東京都日野市神明1丁目12番地の1
日野市役所 総務部財産管理課財産係

申込区分	抽選番号
※ 02	

申込区分	抽選番号
※ 02	

市役所 財産管理課より、後日 当用紙にて通知を返送するため、
85円切手をそれぞれに貼って送付してください。

裏

世帯員の構成

住宅に入ろうとする世帯(親族)の構成						
フリガナ 氏名	続柄	生年月日	年齢	職業	所得金額	勤務先・事務所の名称
ヒノ トシゾウ 日野 歳三	本人	19●●年 ●月●日	●歳	会社員	2,000,000円	名称 ●●産業 就職日・開業日 19●●年●月●日 電話 042-585-・・・
ヒノ ハナコ 日野 花子	妻	19●●年 ●月●日	●歳	無職	円	名称 就職日・開業日
ヒノ イチロウ 日野 一郎	長男	19●●年 ●月●日	●歳	学生		
		年 月 日	歳			
		年 月 日	歳			
特別控除金額	1. 老人扶養 2. 特定扶養 3. 障害者 4. 特別障害者 5. 寡ふ(みなし寡ふを含む) 6. ひとり親 (○印を付けて下さい)			△	0円	特別控除の対象者
				△	0円	特別控除の対象者
合計 3名	差引所得金額				2,000,000円	入居はしないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族(配偶者扶養) 0人

入居する方全員の
情報を必ず記入。
・後からの増員・減員不可
・年金収入は勤務先名称に
「年金」と記入

内側にして折って下さい。(切りはなさないこと)

抽せん番号のお知らせ

抽選日の前に
当用紙で抽選番号を送ります。
お手元で保管してください。

抽せん結果のお知らせ

抽せん結果は
当せん/補欠1番/補欠2番
落せん の4種類です。
当せん者には、別途審査通知を
送ります。
補欠の方には、繰り上げ当せん時
に限り審査通知を送ります。